

非常災害時の炊き出し等に関する協定書

江戸川区を甲とし、株式会社●●を乙として、大規模災害時における避難住民等への炊き出し業務等について、以下のとおり協定を締結する。

（業務の依頼）

第 1 条 甲は、大規模な災害が生じて、給食調理業務及び給食運営業務の委託校が住民の避難所として使用され、避難住民への炊き出し等が必要となったときは、乙に対し口頭もしくは書面で協力を依頼するものとする。

（乙の責務）

第 2 条 前条により協力依頼があった場合は、乙は、可能な限りの協力を行うものとする。また、学校において防災訓練等が実施される場合、可能な限り協力するものとする。

（費用負担）

第 3 条 前条により炊き出し業務等を行った場合は、甲乙協議のうえ、甲は、乙に実費相当額を支払うものとする。

（協定期間）

第 4 条 協定の有効期間は、甲乙間における当該学校の給食調理業務の委託契約期間とする。

（協議）

第 5 条 この協議書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

令和 年 月 日

甲

乙